

広島県告示第五百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
奥坊 剛士	福山市西桜町一丁目六―一	奥坊クリニック	福山市西桜町一丁目六―一	平成一八年三月三日	
医療法人社団児玉胃腸科肛門科	福山市南蔵王町六丁目二―八	医療法人社団児玉胃腸科肛門科	福山市南蔵王町六丁目二―八	平成一八年三月三日	
医療法人秋本外科クリニック	広島市南区東本浦町五―二二	医療法人秋本外科クリニック	広島市南区東本浦町五―二二	平成一八年五月三日	
医療法人社団慈杏会	東広島市西条町西条東二二八三―二	医療法人社団慈杏会土肥整形外科病院	東広島市西条町西条東二二八三―二	平成一八年七月三日	
医療法人和同会	山口県宇部市西岐波二二九の三	広島グリーンヒル病院	広島市佐伯区五日市町下河内一八八―六	平成一八年八月三日	
池田 正義	広島市西区三篠北町一九―二七	みささリハビリクリニック	広島市西区三篠北町一九―二七	平成一八年一月三〇日	
医療法人社団慶寿会千代田中央病院	山県郡北広島町有田一一九二	医療法人社団慶寿会千代田中央病院	山県郡北広島町有田一一九二	平成一八年一月三日	